

「第三期電子調達システムの更改に係る設計・開発業務の請負」調達仕様書（案） 意見提出様式

| 項番 | 種類<br>(注1) | 頁数 | 該当箇所  | 意見又は質問の内容   | 理由                                    | デジタル庁回答   | 仕様書修正等の有無 |
|----|------------|----|---|---|---------------------------------------|---|-----------|
| 1  | 1          | 9  | なお、構築先のシステム基盤については、第二期政府共通PFではなく、デジタル・ガバメント実行計画（平成30年7月20日デジタル・ガバメント関係会議決定）において整備及び早期の運用開始を宣言している「Gov-Cloud（仮称）」を利用する可能性がある。Gov-Cloud（仮称）の利用に係る検討状況については、閲覧資料「資料25 Gov-Cloud（仮称）検討状況」において提示する。また、Gov-Cloud（仮称）を利用することになった場合、本書において「第二期政府共通PF」とある記載は、「Gov-Cloud（仮称）」と読み替えるものとする。 | 要件定義書に記載の業務内容についてSaaSやPaaS等の活用を検討していますが、その場合第二期政府共通PFや「Gov-Cloud（仮称）」の利用が難しいと想定されます。上記2点を利用した提案の余地はありますか。 | 提案に際し、利用する基盤について正確に要件を把握する必要があるため     | 第三期電子調達システムは第二期政府共通PF上の利用が必須であり、第二期政府共通PF上で動作するアプリケーションを構築することを求めています。<br>以上を踏まえた提案をご検討いただきたく存じます。  | 無         |
| 2  | 1          | 9  | 同上  | 「第二期政府共通PF」と「Gov-Cloud（仮称）」のどちらを利用する予定か確定してありましたら、記載いただけますよう、お願い申し上げます。                                   | 提案に際し、利用する基盤について正確に要件を把握する必要があるため     | 第三期電子調達システムは第二期政府共通PFの利用が確定いたしました。<br>上記を踏まえ、現行仕様書を以下のとおり修正いたします。<br>「第1.4. (4) 電子調達システムの概要」より Gov-Cloudに係る記載を削除<br>「別添2 既存資産閲覧等要領」より閲覧資料「資料23 Gov-Cloudの検討状況」の記載を削除<br>閲覧資料「資料23 Gov-Cloudの検討状況」を廃止<br>※以降の閲覧資料番号を順次繰り上げ修正 | 有         |
| 3  | 1          | 12 | 表1-2 各システムにおける機器・ソフトウェアの設置場所  | 開発拠点の提供が契約締結日から2か月以内とありますが、本番環境接続時から拠点が必要になると理解しています。開発拠点提供時期を本番環境接続時までに変更いただくことは可能でしょうか。                 | 正確な工数を算出するために、開発拠点提供期間を正確に把握する必要があるため | ご意見を踏まえ、現行仕様書 表1-2の「開発拠点として、契約締結日から2ヶ月以内に」と記載された部分を以下のとおり修正いたします。<br>「開発拠点として、契約締結日から2ヶ月以内に上記の目的で使用可能な場所を、以下の要件に準じて提供すること。」<br>↓<br>「開発拠点として、本番環境接続時まで上記の目的で使用可能な場所を、以下の要件に準じて提供すること。」                                      | 有         |
| 4  | 1          | 15 | 職員認証サービス（GIMA）  | 仕様書、要件定義書内に職員等利用者認証基盤（GIMA）という記載がありますが、記載を統一いただくようお願い致します。  | 提案に際し、連携システムを正確に把握する必要があるため           | ご意見を踏まえ、現行仕様書について、「職員認証サービス」と記載された部分を以下のとおり修正いたします。<br>「職員認証サービス」<br>↓<br>「職員等利用者認証基盤」  | 有         |

| 項番 | 種類<br>(注1) | 頁数 | 該当箇所                               | 意見又は質問の内容   | 理由   | デジタル庁回答  | 仕様書修正等の有無 |
|----|------------|----|------------------------------------|---|--|--|-----------|
| 5  | 1          | 18 | 表 2-1 関連する調達案件                     | 関連する調達案件について、変更や追加がありましたら、記載いただくようお願い申し上げます。  | 正確な工数を算出するために、並走する機能追加案件等の事業者様から引き継ぐ作業の有無を正確に把握する必要があるため | 関連する調達案件である「令和4年度 政府調達関連システムにおける機能追加」より「電子委任状追加対応」及び「契約書削除対応」が削除されました。<br>また、関連する調達案件として「マーケットプレイスに係る機器・ソフトウェア賃貸借及び保守業務の請負」が追加となりました。<br><br>上記を踏まえ、現行仕様書「表2-1 関連する調達案件」を修正いたします。併せて現行仕様書を必要に応じて修正いたします。 | 有         |
| 6  | 1          | 20 | マーケットプレイスサブシステムにおける購買実績データの活用について  | 購買実績データの運用方法の整理について、第三期電子調達システムにおける運用・保守事業者との役割分担を記載いただくようお願い申し上げます。  | 提案に際し、設計・開発事業者が実施すべき作業について正確に要件を把握する必要があるため              | ご意見を踏まえ、購買実績データの運用方法の整理について、設計・開発事業者が実施すべき役割を現行仕様書「第4.1.(3) 要件定義書の確認」へ記載を追加いたします。  | 有         |
| 7  | 1          | 24 | マーケットプレイスサブシステムにおける外部カタログ連携事業者について | 外部カタログ連携事業者の選定に係る詳細な説明を記載いただくようお願い申し上げます。<br>また、初期に連携する事業者とは設計・開発事業者が連携テストを実施するとありますが、今後追加される事業者とは運用事業者が連携テストを実施すると想定されます。外部カタログ連携事業者との連携テストに関して、第三期電子調達システムにおける運用・保守事業者との役割分担を記載いただくようお願い申し上げます。 | 提案に際し、設計・開発事業者が実施すべき作業について正確に要件を把握する必要があるため              | ご意見を踏まえ、外部カタログ連携事業者の選定に係る詳細な説明について、現行仕様書「第4.1.(1) 設計・開発実施計画書の作成」へ記載を追加いたします。<br>また、外部カタログ連携事業者との連携テストに関して、疎通・接続確認作業を実施する想定である第三期電子調達システムにおける運用・保守事業者と設計・開発事業者との役割分担を現行仕様書「第4.1.(6) テストの実施」へ記載を追加いたします。   | 有         |
| 8  | 1          | 27 | マーケットプレイスサブシステムにおける操作手順書・運用手順書について | 第三期電子調達システムにて新規構築されるマーケットプレイスサブシステムに係る操作手順書及び運用手順書については、実際に当該文書を用いる運用事業者が作成することが望ましいと考えられます。マーケットプレイスサブシステムに係る当該文書の作成者について、明確に記載いただきますようお願い申し上げます。  | 提案に際し、設計・開発事業者が実施すべき作業について正確に要件を把握する必要があるため              | ご意見を踏まえ、マーケットプレイスサブシステムに係る操作手順書及び運用手順書については、当該文書を用いる運用事業者が作成することを想定していますが、その旨を現行仕様書「第4.1.(8) 操作手順書、運用手順書の修正・作成」へ記載を追加いたします。  | 有         |
| 9  | 1          | 86 | 表 4-3 目標レスポンスタイム                   | 検索系処理の目標レスポンスタイムについて、他の処理目標値と異なる場合は記載いただきますよう、お願い申し上げます。  | 提案に際し、目標レスポンスタイムについて正確に要件を把握する必要があるため                    | ご意見を踏まえ、検索処理の目標レスポンスタイムについて、他の処理の目標値と異なる値を設定し、現行仕様書「表4-4 第三期電子調達システムの目標レスポンスタイム」へ記載を追加いたします。<br>また、マーケットプレイスの外部カタログ連携事業者に係るレスポンスタイムとして、現行仕様書へ「表4-5 外部カタログ連携を伴う検索処理の目標レスポンスタイム」を新たに追加いたします。               | 有         |
| 10 | 1          | 92 | ネットワーク要件                           | 現行システムにおいてご利用されているネットワークの名称を記載いただくことは可能でしょうか。   | 提案に際し、ネットワーク要件を正確に把握する必要があるため                            | ご意見を踏まえ、現行システムにおいて利用されているネットワークの名称を整理し、現行要件定義書「第4.11.(3) ネットワーク要件」へ「表4-7 (第二期) ネットワーク一覧」を新たに追加いたします。   | 有         |

| 項番 | 種類<br>(注1) | 頁数       | 該当箇所   | 意見又は質問の内容  | 理由                           | デジタル庁回答   | 仕様書修正等の有無 |
|----|------------|----------|--|--|------------------------------|---|-----------|
| 11 | 1          | 106      | ハードウェア保守   | 保守条件にオンサイト保守と記載がありますが、実際にオンサイト保守を実施するか否かは、電子調達システム機器・ソフトウェア貸借・保守事業者が締結する保守条件によるという理解でよろしいでしょうか。  | 提案に際し、運用・保守要件を正確に把握する必要があるため | ご意見を踏まえ、現行要件定義書 第4.15.(5)イ)について、「オンサイト保守」と記載された部分について、以下のとおり削除いたします。<br>「保守条件は、平日の日中時間帯（9時～17時）オンサイト保守を想定する。」<br>↓<br>「保守条件は、平日の日中時間帯（9時～17時）を想定する。」    | 有         |
| 12 | 3          | 要件定義書(案) | 要件定義書(案)のうち、「閲覧資料「資料24 マーケットプレイスサブシステム補足説明資料」を参照すること。」と整理されている要件について | 要件定義書(案)及び改修内容一覧について、要件の更新や詳細化等ございましたら追記いただくようお願い申し上げます。また、マーケットプレイスサブシステムに係る要件のうち、「閲覧資料「資料24 マーケットプレイスサブシステム補足説明資料」を参照すること。」と整理されている要件について、最新の検討状況をご教示いただけますよう、お願い申し上げます。 | 提案に際し、機能追加要件を正確に把握する必要があるため  | ご意見を踏まえ、マーケットプレイスサブシステムの要件の更新及び詳細化等を実施した事項について、仕様書及び要件定義書を修正致します。<br><br>なお、その他の検討中のマーケットプレイスサブシステムに係る要件については、閲覧資料「資料24 マーケットプレイスサブシステム補足説明資料」で提示いたします。 | 有         |

※欄が不足する場合は適宜追加してください

- (注1) 種類欄には、次から選択した番号を記載のこと。  
(1. 意見 2. 要望 3. 確認・質問 4. その他)  
(注2) 電子媒体 (CD-R等) も併せて提出のこと。